

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

採用年度

受付番号

氏名

報酬受給報告書

下記のとおり、報酬の受給を報告します。なお、報告に当たっては、次の①～③の事項を全て満たしていることを誓約します。また、受入研究者に対して本受給の内容を報告し承認を得ています。

- ① 海外特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ② 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと
- ③ 従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書」の内容を報告し、受入研究者が上記①～②に該当すると認めていること。

記

職務内容について

1. 雇用関係の有無： 有 無

2. 雇用関係「有」の場合

勤務先名	
雇用期間	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (更新： <input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無)
当該雇用関係における労働時間数(週)	週 時間
当該雇用関係における労働時間数(月)	月 時間
職名、業務内容	職名： 業務内容：
派遣期間(<input type="checkbox"/> 1年目/ <input type="checkbox"/> 2年目)の報酬額	円

3. 雇用関係「無」の場合

報酬の支給元名	(従事期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)
業務内容	
報酬の種類(講演料や原稿料、謝金等)	
派遣期間(<input type="checkbox"/> 1年目/ <input type="checkbox"/> 2年目)の報酬額	円

(注) ①本様式は、派遣期間1年目に係る報酬については中間報告書の提出時(派遣開始1年経過後1か月以内)に、派遣期間2年目に係る報酬については最終報告書の提出時(派遣終了後1か月以内)に提出してください(電子媒体での提出可能)。

②報酬の有無にかかわらず、営利企業の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。

③報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません(講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します。)

④本会から、受入研究者に対して、本報告の内容を確認することがあります。受入研究者が承認していない場合は、経費の支給を停止し(航空券の支給停止を含む)、原則、海外特別研究員の採用取り消しや採用期間の途中で資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返納要求を行う場合があります。

⑤「派遣期間1年目/2年目の報酬額」欄には、対象となる期間中に受給する金額の総額を日本円で記入し、必要に応じて外貨による記載を補ってください。